



島根県報

令和4年4月12日（火）

第 302 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和3年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（農 畜 産 課）	2
種畜証明書の書換交付	（ " ）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	3
土砂災害警戒区域の指定の解除（12件）	（砂 防 課）	3
土砂災害警戒区域の指定（13件）	（ " ）	8
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（12件）	（ " ）	14
土砂災害特別警戒区域の指定（13件）	（ " ）	18

【公 告】

基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	23
基本測量の終了	（ " ）	23

告 示**島根県告示第274号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和3年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11364554703	奥華栄（全和黑原6179）	肉用牛 黒毛和種	1級
11399133751	西景桜（全和黑原6465）	肉用牛 黒毛和種	2級
11639450709	角太郎（全和黑原6466）	肉用牛 黒毛和種	2級
11617833555	島福久（全和黑原6475）	肉用牛 黒毛和種	1級

島根県告示第275号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をしたので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
11411625240	花福14（全和黑15797）	肉用牛 黒毛和種	種畜の名前の変更 種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

島根県告示第276号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市木次町平田15、16-2、19-1、20-1、39-1、40、41、1770

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第277号

令和4年島根県告示第101号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市上府町イ118、イ119、イ1995、イ1996	佐々木 章二
浜田市上府町イ153、イ2021、イ2024	佐々木 守畏
浜田市上府町イ154-1、イ154-2	千代松 良弘
浜田市上府町イ376、イ377-1	川上 俊子
浜田市上府町イ377-1	山崎 光信
浜田市上府町イ787、イ2387-2、イ2389、イ2392、イ2393-2	勝田 孝久
浜田市上府町イ1043、イ1044、イ2468	佐々木 光香
浜田市上府町イ1077、イ1078	山崎 シゲ子
浜田市上府町イ2014-1	佐々木 春一
浜田市上府町イ2231-3	佐々木 清次郎
浜田市上府町イ2286-1	植野 正隆
浜田市上府町イ2356	佐々木 英也

島根県告示第278号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成26年島根県告示第340号、令和元年島根県告示第48号、令和元年島根県告示第172号及び令和2年島根県告示第194号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

空山D、金山下J、祖子分A、湍東台下

(2) 土石流

間谷川B

(3) 地滑り

佐々布西、細原

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第279号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成26年島根県告示第247号及び平成31年島根県告示第226号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

下有福町A、向井

(2) 土石流

大金C、敬川A、家古屋川左支溪I、八戸川右支溪A

(3) 地滑り

源田山

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第280号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成26年島根県告示第248号及び平成31年島根県告示第217号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

出雲市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

万福寺西、稗原町仏谷O、野尻町法王寺A、野郷町金森C

(2) 土石流

西谷町A、西谷町・四、西谷町H、西谷町G、仏谷・三、角谷、稗原町K、奥田儀中組

(3) 地滑り

三坂、野尻東、大黒山麓、神原

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第281号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和2年島根県告示第717号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

宮下A、金山上F

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第282号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成26年島根県告示第249号及び平成31年島根県告示第218号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

大原I、富山本谷A、白谷I、白谷13

(2) 土石流

本谷B、本谷A、縄谷、上北上谷

(3) 地滑り

津戸

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第283号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年島根県告示第264号及び平成31年島根県告示第227号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり

解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
郷E、渡津町嘉戸C、山中郷A
 - (2) 土石流
敬川町C
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成26年島根県告示第287号及び令和3年島根県告示第578号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
剣神社南
 - (2) 土石流
畑B、桑の木田川、畑D、後根波
 - (3) 地滑り
岩倉畑、屋内、後根波南、後根波、大井
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和3年島根県告示第172号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
飯南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

上山境

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び飯南町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成21年島根県告示第239号、平成27年島根県告示第9号及び令和2年島根県告示第196号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

川本町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

幡A

(2) 土石流

田水川A、田水川B

(3) 地滑り

入野

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成31年島根県告示第228号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

美郷町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

京覧原N

(2) 土石流

田水ノ谷A

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和3年島根県告示第123号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
邑南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
有安C、有安D、有安F
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び邑南町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成26年島根県告示第625号及び令和3年島根県告示第134号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
津和野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
青原下、新畑
 - (2) 土石流
上の谷川
 - (3) 地滑り
新畑
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

空山D、金山下J、祖子分A、湊東台下、野郷町金森C

(2) 土石流

間谷川B、畑B、桑の木田川、畑D

(3) 地滑り

細原、佐々布西、岩倉畑、大黒山麓

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

下有福町A、向井、郷E、山中郷A、金山上F

(2) 土石流

大金C、敬川A、家古屋川左支溪I、八戸川右支溪A、敬川町C

(3) 地滑り

源田山

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

出雲市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

万福寺西、稗原町仏谷O、野尻町法王寺A、野郷町金森C、富山本谷A、剣神社南

(2) 土石流

西谷町A、西谷町・四、西谷町H、西谷町G、仏谷・三、角谷、稗原町K、奥田儀中組、本谷A、本谷B、後根波

(3) 地滑り

三坂、野尻東、大黒山麓、神原、細原、津戸、屋内、後根波南、後根波、大井

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第293号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

金山上F、宮下A、青原下

(2) 地滑り

源田山

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第294号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

富山本谷A、大原I、白谷I、白谷13、上山境

(2) 土石流

本谷B、本谷A、縄谷、上北上谷、奥田儀中組

(3) 地滑り

津戸、神原、入野

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定によ

り、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

郷E、山中郷A、下有福町A、白谷I、白谷13、有安C、有安D、有安F

(2) 土石流

敬川町C、大金C、敬川A、家古屋川左支溪I、上北上谷

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第296号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

剣神社南、空山D、金山下J、万福寺西、稗原町仏谷O、野尻町法王寺A

(2) 土石流

畑B、桑の木田川、畑D、後根波、間谷川B、西谷町A、西谷町・四、西谷町H、西谷町G、仏谷・三、角谷、稗原町K

(3) 地滑り

岩倉畑、屋内、後根波南、後根波、大井、佐々布西、三坂、野尻東

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

飯南町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

上山境

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び飯南町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

川本町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

幡A、大原I、京覧原N

(2) 土石流

田水川B、田水川A、田水ノ谷A

(3) 地滑り

入野

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

美郷町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

京覧原N、幡A

(2) 土石流

田水ノ谷A、縄谷、田水川B、田水川A

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
邑南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
有安C、有安D、有安F、向井
 - (2) 土石流
八戸川右支溪A
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び邑南町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
津和野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
青原下、新畑
 - (2) 土石流
上の谷川
 - (3) 地滑り
新畑
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
吉賀町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
新畑

- (2) 土石流
上の谷川

- (3) 地滑り
新畑

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び吉賀町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年島根県告示第49号、令和元年島根県告示第173号及び令和2年島根県告示第197号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

松江市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

空山D、金山下J、祖子分A、湍東台下

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第304号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第229号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

- (1) 急傾斜地の崩壊

下有福町A、向井

- (2) 土石流

大金C、敬川A

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第305号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第219号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

1 解除に係る市町村の名称

出雲市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

万福寺西、野尻町法王寺A、野郷町金森C

(2) 土石流

西谷町A、西谷町H、西谷町G、仏谷・三、角谷、稗原町K、奥田儀中組

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第306号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年島根県告示第413号及び令和2年島根県告示第718号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

1 解除に係る市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

宮下A、金山上F

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第220号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

1 解除に係る市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

大原I、富山本谷A、白谷I、白谷13

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年島根県告示第818号及び平成31年島根県告示第230号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

郷E、渡津町嘉戸C、山中郷A

(2) 土石流

敬川町C

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第309号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年島根県告示第579号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

剣神社南

(2) 土石流

畑B

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第310号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年島根県告示第173号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項

において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

- 1 解除に係る市町村の名称
飯南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
上山境
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び飯南町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年島根県告示第199号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

- 1 解除に係る市町村の名称
川本町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
幡A
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第231号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

- 1 解除に係る市町村の名称
美郷町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
京覧原N
 - (2) 土石流
田水ノ谷A
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年島根県告示第126号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
邑南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
有安C、有安D、有安F
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び邑南町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第314号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年島根県告示第136号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
津和野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
青原下、新畑
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第315号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
松江市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
(1) 急傾斜地の崩壊

空山D、金山下J、祖子分A、湫東台下、野郷町金森C

(2) 土石流

畑B

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第316号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

下有福町A、向井、郷E、山中郷A、金山上F

(2) 土石流

大金C、敬川A、敬川町C

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第317号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

出雲市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

万福寺西、野尻町法王寺A、野郷町金森C、富山本谷A、剣神社南

(2) 土石流

西谷町A、西谷町H、西谷町G、仏谷・三、角谷、稗原町K、奥田儀中組

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第318号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
益田市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
金山上F、宮下A、青原下
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
大田市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
大原I、富山本谷A、白谷I、白谷13、上山境
 - (2) 土石流
奥田儀中組
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
郷E、山中郷A、下有福町A、白谷I、白谷13、有安C、有安D、有安F
 - (2) 土石流
敬川町C、大金C、敬川A
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
剣神社南、空山D、金山下J、万福寺西、野尻町法王寺A
 - (2) 土石流
畑B、西谷町A、西谷町H、西谷町G、仏谷・三、角谷、稗原町K
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
飯南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
上山境
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び飯南町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第323号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
川本町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
 - (1) 急傾斜地の崩壊
幡A、大原I、京覧原N

(2) 土石流

田水ノ谷A

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び川本町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第324号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

美郷町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

京覧原N、幡A

(2) 土石流

田水ノ谷A

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第325号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

邑南町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

有安C、有安D、有安F、向井

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び邑南町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第326号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

津和野町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

青原下、新畑

- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

吉賀町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

新畑

- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び吉賀町役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

- 2 作業期間

令和4年5月17日から令和5年3月31日まで

- 3 作業地域

益田市

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和4年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年4月12日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

基本測量（湖沼調査）

2 作業期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

3 作業地域

中海